

## 分館活動支援について (概要)

### 1. 分館について

#### (1) 分館とは

古賀市にある地域の公民館は社会教育法（以下「法」という）第42条に定める「公民館類似施設」であり、法第21条第3項に定める「分館」とは異なりますが、古賀市では従来から地域の公民館を「分館」と呼び、分館長及び分館主事を置くなどして地域における社会教育を推進しています。

#### (2) 分館長・分館主事

分館長等は行政区長の推薦を受け古賀市中央公民館長が委嘱をしており、任期は1年です。分館長等には報償を支払っています。役割は以下のとおりです。

**【分館長】** 古賀市中央公民館長と密接な連絡を図るとともに、行政区における分館活動の全体を把握し、分館主事を指揮監督します。

**【分館主事】** 分館長の指示等を受けながら、行政区における分館活動にあたります。

#### (3) 分館活動・分館教養学級活動

##### 【分館活動】

分館長、分館主事等を中心に企画・運営がなされ、広く区民を対象とした生涯学習推進活動（文化、スポーツ・レクリエーション等を含む）を、分館を拠点に行います。

##### 〔活動の例〕

学習会（人権、子育て、健康、環境等講座）・体験学習（ものづくり、楽器演奏、伝統継承行事等）・広報誌発行・環境美化、防犯、防災活動・寺子屋・異世代交流行事・組合親善運動会・分館交流ソフトボール大会・祭り等季節の催事、文化祭、敬老祝賀会 など

##### 【分館教養学級活動】

学級長を中心に企画・運営がなされ、学級生に共通する生活課題について学び、交流を深め、地域における社会教育の発展及び充実に寄与することを目的として活動しています。また、学習の成果を活かし、地域社会とつながって活躍していただける「人づくり」をめざしています。

##### 〔主な学級の例〕

成人学級	青年層を含む幅広い年代の成人が、家庭や地域及び社会における現代的課題等について、継続的に学習活動等を行います。
高齢者学級	高齢者が抱えるさまざまな生活課題について、知識・技術などの教養を高める学習活動等を継続的にを行います。
女性学級	女性が抱えるさまざまな生活課題について、知識・技術などの教養を高める学習活動等を継続的にを行います。

[主な活動の例]

講座等の学習会（人権、子育て、健康、環境、ボランティアや地域貢献等）・体験学習（視察研修・ものづくり・料理教室）・学級活動発表・広報誌発行など

## 2 市の支援

### (1) 分館長・分館主事全体会・代表者会の開催、研修

- ・分館長・分館主事全体会：年に2回程度開催し、分館長・分館主事に必要な情報提供等を行っています。令和4年度は4月・6月に全体会を開催しました。令和5年度は第1回全体会を4月27日に開催します。
- ・分館長・分館主事代表者会：年に2回程度開催し、校区代表分館長・分館主事による全体会の運営等についての協議支援等を行っています。令和4年度は実施せず、令和5年度の実施は未定です。
- ・研修：校区代表分館長・分館主事を中心に研修を案内し、市外で行われる研修については市のバスを出して同行しています。令和4年度福岡県公民館大会等、全3回実施しました。

### (2) 分館活動・分館教養学級活動に対する交付金の交付

いずれもまちづくり推進課が行う自治会統合型交付金の1つのメニューとして交付しています。

**【分館活動】** 80,000円（令和4年度実績・令和5年度申請見込46区）

生涯学習（文化、スポーツ・レクリエーションを含む）事業及び地域事業のうち、2事業以上実施した場合に交付します。令和2・3・4年度に限り、コロナ禍の要件緩和措置として敬老祝賀事業は、記念品を配付するのみでも対象としていましたが、令和5年度からは緩和措置を廃止します。

**【分館教養学級】** 40,000円/学級（令和4年度実績・令和5年度申請見込23学級）

1つの自治会において複数の学級を持つことが可能（それぞれ独立した活動を実施）ですが、交付金の交付対象となるのは以下のいずれの要件も満たした場合です。ただし令和2・3・4年度に限り、コロナ禍の要件緩和措置としていずれも縮小（概ね半数迄）して実施した場合においては対象としていました（人権学習は必須）が、令和5年度からは緩和措置を廃止します。

- ・学級生20名以上（公募すること）
- ・学習活動年8回以上かつ年20時間以上実施（移動時間は含まない）
- ・人権学習1回以上

※1つの同じ内容の活動だけ行うグループや地域のスポーツチーム、シニアクラブ等は、交付対象になりません。

(3) 公民館類似施設整備に対する補助

下記のとおり、公民館類似施設整備に補助を行っています。対象となる施設は、原則1行政区につき1施設です。

補助金の交付を受けた自治会は、補助金を受けた翌年度から5年（新築工事の場合は10年）を経過した後から次の補助交付の対象になります。

対 象		経費限度額	補助率
新 築	新たな公民館類似施設の建築	4,000 万円	45%以内 (バリアフリー対応の 場合 5%を加算)
増築・ 修改築	公民館類似施設の増築、改築及び修理 で、工事費が 100 万円以上	500 万円	
用地購入	公民館類似施設の新築にあたり用地を 購入する場合で、対象地が 500 m <sup>2</sup> 以内	2,000 万円	80%以内

○令和5年度予定（修改築）：青柳区